

Three overlapping circles are positioned behind the chapter title. The top circle is yellow, the middle one is pink, and the bottom one is red. They are arranged in a triangular pattern, with the pink circle overlapping both the yellow and red ones.

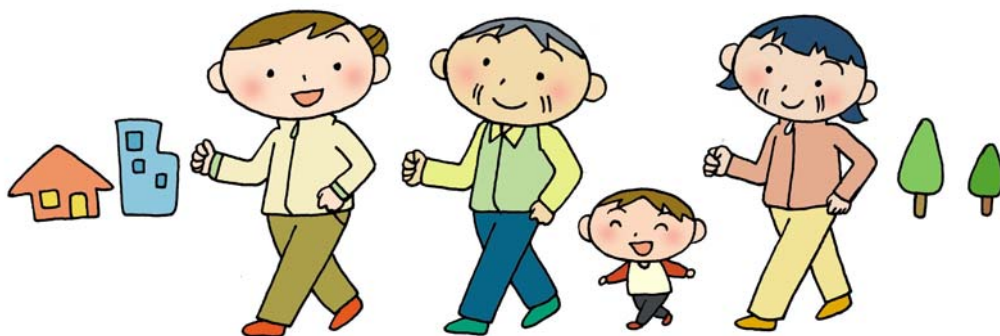
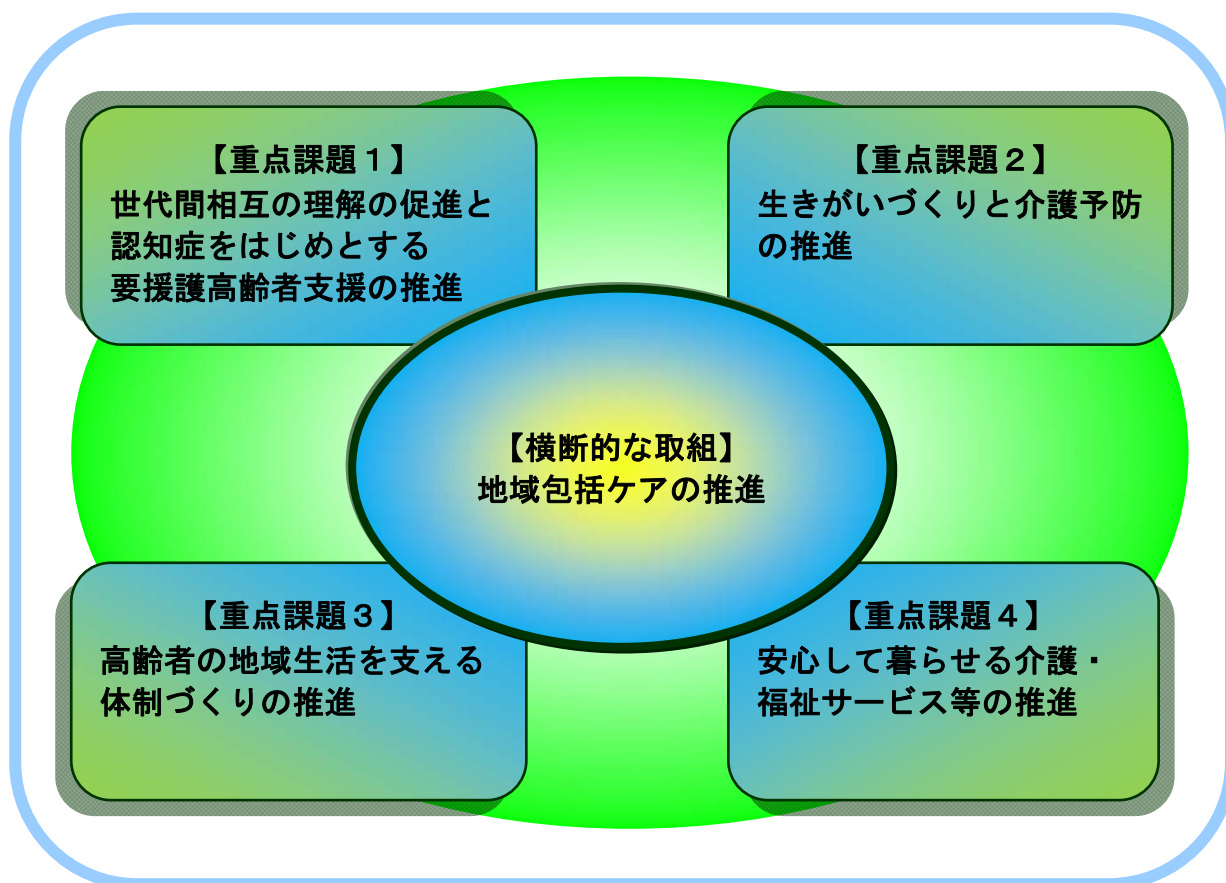
第5章 重点課題ごとの施策・事業の実施

第5期プランにおける重点課題

第5期プランにおける重点課題では、第4期プランに掲げる施策・事業を引き続き推進するとともに、既存事業の見直し、地域包括ケアの推進を見据えた新たな施策・事業の展開に取り組みます。第5期プランの施策・事業数は169となり、うち新規は26項目となっています。

数値目標を掲げた施策については、目標達成に向け、着実に取組を進めていきます。

■ 4つの重点課題と横断的な取組



【重点課題 1】世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

取組方針

知恵や経験豊富な高齢者を敬い、世代を超えて支え合う社会を構築するため、長寿社会への理解と認識を深める取組を推進し、すべての市民が高齢期における豊かな生活を感じることができるまちづくりを進めます。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの要援護高齢者の増加が見込まれるため、認知症の早期発見に向けた取組や成年後見制度の充実等により、認知症高齢者への支援や権利擁護に積極的に取り組むとともに、ひとり暮らし高齢者等の地域における見守りや支援を更に進め、高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見に努めます。

【施策の体系】

施策・事業数 **37(うち、新規6)**

1 世代を超えて支え合う意識の共有

(1) 世代間交流の促進

- 1 0 1 高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進<新規>
- 1 0 2 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進<新規>
- 1 0 3 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベントにおける世代を超えた交流機会の拡大
- 1 0 4 お年寄り子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進
- 1 0 5 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進
- 1 0 6 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備
- 1 0 7 敬老記念品贈呈事業の実施

(2) 福祉教育・人権意識啓発の推進

- 1 0 8 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 1 0 9 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 1 1 0 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施
- 1 1 1 高齢者の人権を尊重する文化の構築

2 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

(1) 認知症高齢者支援の推進

- 1 1 2 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実
- 1 1 3 認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組みづくり
- 1 1 4 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり
- 1 1 5 関係機関等の連携体制及び相談事業の充実
- 1 1 6 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進＜新規＞
- 1 1 7 認知症の早期発見（認知症の早期診断）に向けた取組の推進＜新規＞
- 1 1 8 認知症高齢者に係る医療連携体制の充実
- 1 1 9 市民のための介護講座の実施
- 1 2 0 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発
- 1 2 1 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施
- 1 2 2 施設・事業所の認知症ケア技術の向上

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- 1 2 3 成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保＜新規＞
- 1 2 4 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進
- 1 2 5 権利擁護に関する制度の周知・広報
- 1 2 6 権利擁護相談事業の充実
- 1 2 7 虐待の早期発見・早期対応
- 1 2 8 区役所・支所と地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携・協力による高齢者虐待へのチーム対応
- 1 2 9 緊急時に一時的に避難できる場所の確保
- 1 3 0 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 1 3 1 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施

(3) ひとり暮らし高齢者への支援

- 1 3 2 地域包括支援センターによるひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の実施＜新規＞
- 1 3 3 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- 1 3 4 老人福祉員活動の推進
- 1 3 5 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動の充実
- 1 3 6 老人クラブによる友愛訪問への支援
- 1 3 7 緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化

1 世代を超えて支え合う意識の共有

(1) 世代間交流の促進

世代を超えて支え合う意識の共有を図るため、多世代が交流できる身近な場の提供に努めます。

また、本市や民間団体等が開催するイベント等で多世代が参加し、交流を図る取組を進めるなど、様々な機会を通じて市民への啓発を行います。

〔施策・事業〕

101 高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進 ＜新規＞

高齢者どうし、また、高齢者と若者や子どもたちとの世代を超えた交流を推進し、高齢者の身近な活動拠点となる魅力ある居場所づくりを進めるため、地域の創意工夫により空家、商店街の空店舗など、地域住民が居場所として利用できる身近なスペース等の活用に対する支援を行い、身近な生活圏である元学区に1箇所の設置を進めます。

併せて、現在、地域において「まちの縁側」のような、人と人をつなぐ場所の提供等を行っている団体等の取組の情報提供を進めます。

【数値目標】

目標指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居場所設置数	110箇所	166箇所	222箇所

※ 平成26年度末までに元学区に1箇所の設置を目標とする。

102 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進＜新規＞

公園施設のハード整備事業と健康づくり活動等のソフト事業とを計画段階から融合した取組を進め、子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備を推進します。



103 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベントにおける世代を超えた交流機会の拡大

本市が主催する市民すこやかフェアや民間団体等が開催するイベント等で、高齢者と子どもが共に参加できる機会を設けるなど、文化芸術活動やスポーツ等を通して多世代が交流できる機会づくりに努め、世代間交流の重要性について啓発します。

104 お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進

老人福祉センターをはじめとした高齢者福祉施設と児童館をはじめとした児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちの世代を超えた交流の活性化を図り、長寿社会への理解と認識を深めます。

105 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進

学校内に改修・整備した、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロン等の学校開放施設の活用や学校ふれあい手づくり事業において、世代間交流の促進を図ります。

また、地域住民の方を地域教育サポーターに委嘱し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図ります。

＜学校開放事業（コミュニティプラザ）＞



＜学校開放事業（ふれあいパーク）＞



106 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備

市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場（周辺地域の市民も利用できる集会所等）の整備を検討します。

107 敬老記念品贈呈事業の実施

多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。

(2) 福祉教育・人権意識啓発の推進

関係機関と連携し、認知症の正しい理解の促進等をはじめ、各世代が共に支え合える長寿社会づくりを進めていくために、世代を超えた学校教育における福祉教育を推進します。

また、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、尊重されるだけでなく、自己実現できる社会の実現のため、長寿社会の諸問題について市民一人ひとりが自ら考える機会を提供するなど、人権意識啓発に努めます。

〔施策・事業〕

108 福祉教育・ボランティア学習の推進

児童・青少年に対し、高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育・ボランティア学習の推進、普及・啓発を行います。

109 学校におけるボランティア体験活動の推進

施設や地域との連携を基に、中学生・高校生等の青少年が豊かなボランティア体験活動にふれる機会を創出し、ボランティア活動への主体的な参加意識を促すための取組を推進します。

110 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施

中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し、福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性を育成します。

111 高齢者の人権を尊重する文化の構築

本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」（平成17年3月策定、平成22年3月改訂）に基づき、すべての市民が高齢者問題を自分のこととして捉え、その理解と関心を深める機会を提供するなど、啓発事業の充実を図ります。

2 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

(1) 認知症高齢者支援の推進

認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及に努めるとともに、認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないよう啓発活動を進めます。

また、地域包括支援センターの保健師等、より身近な地域で認知症に関する専門的な相談が受けられるような機会を充実し、認知症予防を図るとともに、認知症高齢者に係る医療連携体制を充実し、認知症の早期発見・早期診断に努めます。

〔施策・事業〕

1 1 2 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実

認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを一層推進するため、認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業に引き続き取り組み、認知症あんしんサポーターの更なる育成及び認知症あんしんサポートリーダーの機能強化を図ります。

また、認知症あんしんサポーターを対象としたアドバンス講座を開催し、同サポーターの活動を支援します。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症あんしんサポーター養成者数	34,710人	39,800人	44,900人	50,000人

※ 平成26年度末までに15歳から64歳までの人口の5%である50,000人の養成を目標とする。

1 1 3 認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組みづくり

認知症高齢者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター等が中心となって地域住民と介護サービス事業者等が連携し、認知症の方を地域でどのように見守るかの話し合いの場を設け、地域全体で本人やその家族の負担を軽減できるような取組を進めます。

1 1 4 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

徘徊高齢者あんしんサービス事業の実施とともに、京都府警察本部が実施している徘徊高齢者SOSネットワークに参加・協力し、地域の関係機関と協力して徘徊のある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりを進めます。

1 1 5 関係機関等の連携体制及び相談事業の充実

認知症高齢者への対応については、早期発見、早期治療から介護サービス等の生活支援まで、連続性のある支援が必要であり、長寿すこやかセンター、こころの健康増進センター、区役所・支所、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者等が相互に連携する体制の充実を図ります。

1 1 6 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進＜新規＞

認知症疾患医療センター、地域の医療機関及び介護サービス事業者等の関係機関との連携を図る認知症地域支援推進員を配置し、関係機関の連携を推進します。また、障害保健福祉施策と連携した、若年性認知症の方一人ひとりの状態に応じた支援体制の構築について検討します。

1 1 7 認知症の早期発見（認知症の早期診断）に向けた取組の推進＜新規＞

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を更に進めるとともに、新たにサポート医へのフォローアップ研修を実施し、医療と介護の連携による、認知症の早期発見と早期対応体制の整備を一層進めます。

【数値目標】

目標指標	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
認知症サポート医フォローアップ研修の受講者数（延べ人数）	1 0 人	2 0 人	3 0 人

※ 毎年度 1 0 人の増加を目標とする。

1 1 8 認知症高齢者に係る医療連携体制の充実

認知症サポート医によるかかりつけ医認知症対応力向上研修を開催し、高齢者と身近に接するかかりつけ医による認知症の診療機能を強化するとともに、かかりつけ医と地域包括支援センターや介護サービス事業者との連携体制を強化し、認知症高齢者が尊厳を持って地域で安心して生活できるよう取り組みます。

1 1 9 市民のための介護講座の実施

長寿すこやかセンター等で、認知症をはじめ、介護に関する基礎的な技術や知識を身につけていただくための「市民のための介護講座」を開催し、認知症をはじめとした介護に関する市民への理解の普及を進めます。

1 2 0 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発

保健センター・支所で、認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の予防につながる健康教育を実施し、認知症予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

1 2 1 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施

保健センター・支所の精神保健福祉相談員や保健師が、地域精神保健福祉活動として必要に応じて認知症高齢者がいる世帯を訪問し適切な医療につなぐなど、医療機関との連携を図り、必要な指導・助言を行います。

1 2 2 施設・事業所の認知症ケア技術の向上

認知症高齢者を介護する職員やその指導的立場にある職員に対して、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症ケア技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上に努めます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

長寿すこやかセンターの中に新たに「成年後見支援センター（仮称）」を設置し、成年後見制度を必要とする方々の発見から利用までの一貫した支援を行います。

また、区役所・支所、地域包括支援センター、地域の関係者や介護サービス事業者等が一体となって、地域の高齢者への権利侵害事例を早期発見、早期対応する取組を進めます。

〔施策・事業〕

1 2 3 成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保＜新規＞

身寄りのない重度の認知症高齢者等で成年後見制度の利用が必要な場合には、市長による後見開始の申立てを行い、利用を促進するとともに、経済的困窮者を対象とする申立費用及び後見人報酬の本市負担の対象を、従前の市長申立ての対象者に加え、本人及び親族申立ての対象者にも拡充します。

また「成年後見支援センター（仮称）」を設置し、市民後見人の養成及び京都市社会福祉協議会が実施する法人後見の支援を行い、弁護士、司法書士等の専門職以外の後見人の確保を図るとともに、成年後見制度の普及啓発、相談対応、手続に係る支援等を実施することにより、ワンストップサービスを提供できる仕組づくりを進めます。

【数値目標】

目標指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見支援センター（仮称）利用者数	520人	570人	630人

※ 他都市の実績をもとに、平成26年度目標値を700人と設定し、毎年度10%増加していく。

124 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

高齢や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、事業を実施する京都市社会福祉協議会を支援し、同事業を推進します。

125 権利擁護に関する制度の周知・広報

高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、周知に努めます。

また、長寿すこやかセンターにおいて、成年後見等を行う家族等への研修を実施します。

126 権利擁護相談事業の充実

権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を運営します。また、長寿すこやかセンターの権利擁護相談員及び弁護士等による相談事業を充実し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めます。

127 虐待の早期発見・早期対応

虐待の早期発見と早期対応を目的として、地域の見守りや関係者の連携支援体制の強化のため、早期発見・見守りの役割を担う地域の関係者や、保健・福祉・医療の利用支援を行う福祉事務所、地域包括支援センター、医療機関や介護サービス事業者等のネットワークづくりを進めるとともに、長寿すこやかセンターにおいて、各関係機関への相談・支援を行います。

128 区役所・支所と地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携・協力による高齢者虐待へのチーム対応

養護者・家族との人間関係や介護負担，経済状況等の高齢者虐待の様々な要因に対応するため，区役所・支所と地域包括支援センターが中心となって，医療機関，警察等の多方面の関係機関が連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援します。

129 緊急時に一時的に避難できる場所の確保

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は，老人福祉法におけるやむを得ない事由による措置を活用した，緊急一時保護体制である緊急入所システムや短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ），高齢者虐待シェルター確保事業等により，高齢者の安全を確保します。

130 施設・事業所における虐待の防止の徹底

施設・事業所職員に対するケアの技術向上や虐待に関する研修を実施し，施設・事業所内での虐待の防止に向けた職員の資質向上に取り組めます。

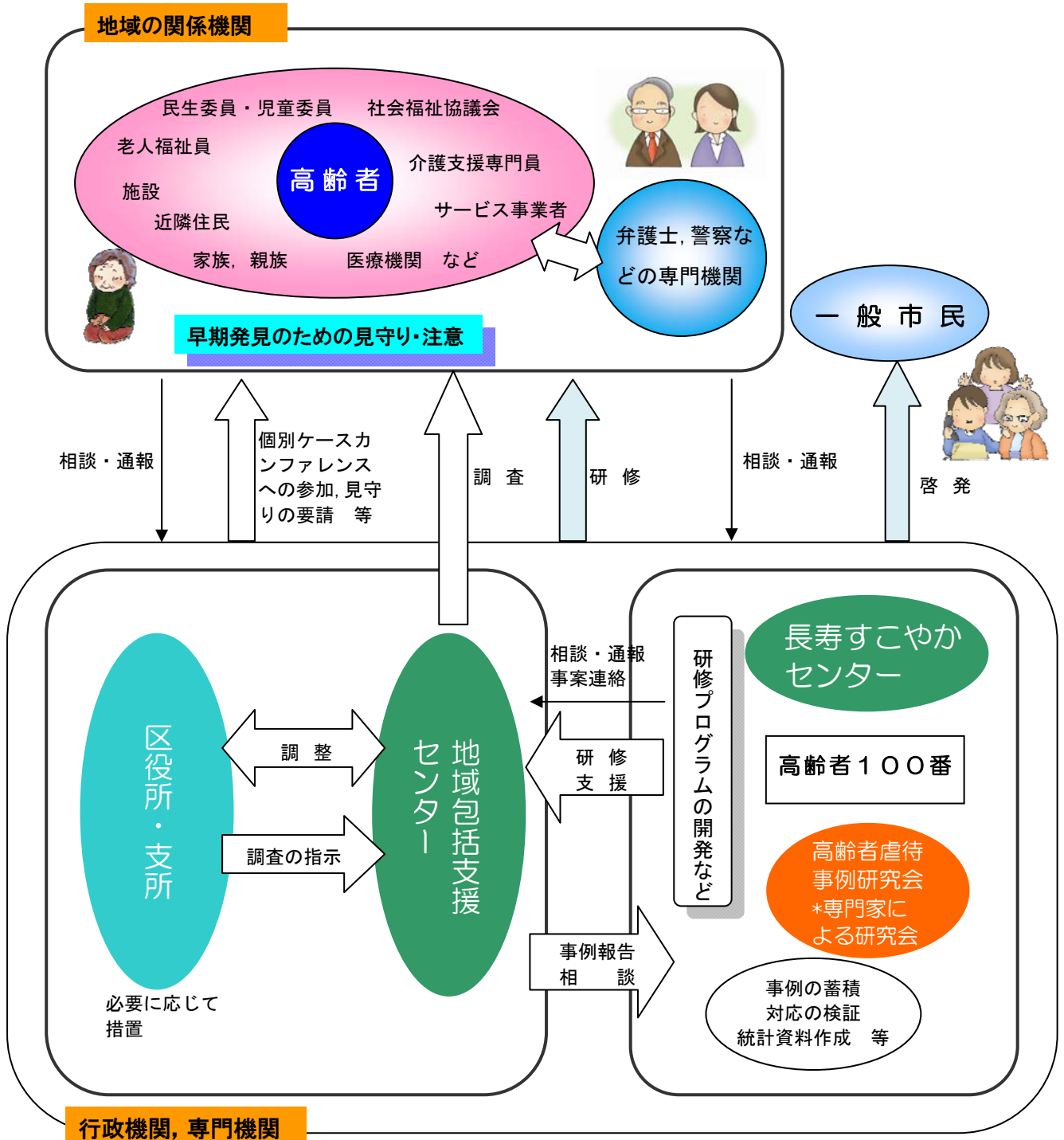
また，施設・事業所内での身体拘束ゼロへの取組を進めます。

131 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施

一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成や講演会を開催するとともに，養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する虐待防止のための研修会を開催します。

また，学識経験者等で構成する高齢者虐待事例研究会を実施し，研究成果を介護サービス事業者等へ提供し，事業所内での研修等の実施を進めます。

高齢者虐待防止に係る体制



（３）ひとり暮らし高齢者への支援

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が，住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう，地域全体で高齢者を見守り支援するためのネットワークづくりを進めます。

〔施策・事業〕

1 3 2 地域包括支援センターによるひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の実施＜新規＞

地域包括支援センターの専門職員が，孤立や閉じこもり等のリスクの高いひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動を行とともに，これらの訪問活動を通して，高齢者を取りまく地域の関係機関と地域住民が連携し，地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図ります。

1 3 3 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助

地域包括支援センター，区役所・支所，民生委員・児童委員，老人福祉員，老人クラブ会員，一人暮らしお年寄り見守りサポーター等の連携の下，見守りや支援が必要な高齢者を把握し，援助活動を行います。

また，隣近所の見守り活動や地域のつながりの大切さ等，孤立死防止に向けた啓発活動に取り組みます。

1 3 4 老人福祉員活動の推進

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動について，研修の実施や地域包括支援センターとの連携を図ります。

1 3 5 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動の充実

暮らしや仕事の場で，普段からよく知っているお年寄りへの目配りを行い，サポートが必要であると思われた場合に地域包括支援センターへ連絡・相談していただく「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の募集を継続するとともに，地域包括支援センターと一人暮らしお年寄り見守りサポーターの連携を強化することにより，地域においてひとり暮らし高齢者を支援するネットワークの充実を図ります。



136 老人クラブによる友愛訪問への支援

老人クラブが行っている、クラブ会員による安否確認を兼ねた会員訪問や、話し相手となるなどの友愛訪問活動が更に広がっていくよう支援します。

137 緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化

緊急の事態が発生したときに、通報装置の緊急ボタンを押すと消防局指令センターに通報され、救急車等が駆け付ける緊急通報システムについて、これまで利用可能な回線がN T Tの一般電話回線（アナログ回線）等に限定されていたものを、一般回線以外の電話（I P 電話等）でも利用可能となるよう検討します。

併せて、所得階層区分ごとに設定している利用料について、一部の利用者に負担が偏っているため、所得階層区分の基準と、区分ごとの利用料の見直しについて検討し、利用者負担の公平化を図ります。